

前 保 総
令和3年12月28日

関係医療機関・団体 様

前橋市長 山 本 龍
(公 印 省 略)

新型コロナワクチン追加接種(医療従事者接種)の接種期間の前倒しに伴う今後の予約方法について(通知)

平素より新型コロナウイルス感染症対策につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

医療従事者の追加接種について、接種希望者名簿の作成についてご協力ありがとうございました。先般、厚生労働省から示された医療従事者等の接種期間の前倒しを踏まえ、今後の予約の方法、接種時期等について下記のとおり実施しますので、本通知を確認いただきご協力をお願いいたします。

(健康部保健総務課新型ワクチン接種推進室)

記

1 追加接種の前倒しへの対応方針（本市全体の前倒しへの対応方針）

接種期間の前倒しで接種可とされた対象者すべての前倒し接種を実施します。

区分	当初	国方針 (前倒し)	本市の対応
医療従事者	令和3年12月～ 令和4年3月実施		令和4年1月末までに 接種を実施
高齢者施設等 (入所者・従事者) 通所事業所含む	令和4年1月～ 令和4年3月実施	6か月 以上経過	令和4年1月末までに 訪問接種を実施
病院等の入院患者	8か月以上経過から 順次開始		対象者の接種時期に 応じて順次接種
65歳以上高齢者	令和4年2月14日か ら開始	7か月 以上経過 (R4.2～)	令和4年2月1日から 住民接種開始

2 医療従事者等の追加接種前倒しへの対応

1の前倒しへの対応方針に基づき、提出いただいた接種希望者名簿に掲載された医療従事者について、追加接種を以下のとおり進めます。

なお、接種期間の前倒しにより、**当初予定していた住民接種の先行予約ではなく、住民接種の開始前に医療従事者等の接種を実施することになりました。**急な変更によりご迷惑をおかけしますがご対応の程お願いします。

(1) 対象者

医療従事者（接種希望者として名簿に掲載された方）

※住民票が市外の方も前橋市内で接種を受けることができます。

(2) 接種期間

2回目接種完了から6か月以上経過後

※6か月後の同日以後に接種可能となります。

(3) 使用するワクチン

ファイザー製ワクチン

※ただし、2月以降市内医療機関及び集団接種会場ではファイザー製ワクチン及びモデルナ製ワクチンの2種類のワクチンの接種を行う予定です。

(4) 接種時期・接種場所

①令和4年1月24日(月)～1月30日(日)

市内10医療機関

※対象者数分の接種枠を十分用意していますので、原則①の期間中に接種をお願いします。ただし、日程調整が難しい方については次の②、③の時期・場所での接種も可能です。なお、②、③は医療従事者以外の方も予約を行うため、予約が取れない場合がありますのであらかじめご了承ください。

②令和4年1月7日(金)～1月23日(日) ※金土日祝のみ

集団接種会場（前橋市総合福祉会館／日吉町）

③令和4年2月1日（火）以降

市内174医療機関、集団接種会場

(5) 接種券

対象者あてに下表のとおり送付します。

対象者	発送時期
2回目の接種日が令和3年5月1日～5月31日の方	令和3年12月20日
2回目の接種日が令和3年6月1日～7月28日の方	令和4年1月14日から順次発送

※発送時期は前橋市の場合です。接種券は住民票のある市区町村から発行されます。

発送時期は市区町村によって異なりますので詳細は住民票のある市区町村へお問い合わせください。

(6) 予約方法等

別添「新型コロナワクチン追加接種（医療従事者）の予約方法について」をご確認ください。

【問い合わせ先】

前橋市保健所保健総務課 新型コロナワクチン接種推進室

電話：027-212-3707（直通）

FAX：027-212-3708

E-mail：vaccination@city.maebashi.gunma.jp